

居場所・つどいの場の立ち上げ助成 助成事業を募集します！

高齢者福祉・障がい者(児)福祉・児童福祉の各分野で、地域ぐるみの助けあい・支えあいを推進することを目的とし、令和7年度に都島区内で新たに立ち上げる事業を対象に助成を行います。



都島区の福祉活動に活用してほしい！といただいた寄付を払出しています。

【助成金額】

上限40,000円（1団体1事業まで）

- ※ 審査結果によっては、一部減額または、払出できない場合もあります。
- ※すでに立ち上がっている事業には払出できません。
- ※公的な補助金、都島区社協助成金、善意銀行払出金を受けている事業、営利目的の事業には払出できません。

【対象団体】

- 助けあい活動を主たる目的とする複数名で構成された任意団体
(条件) ・新しいメンバーの受け入れを認めることができる。
・助成を受け、都島区社会福祉協議会の支援を受けて活動できる。

【対象時期】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

- ・新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動とは別途に行う新しい事業。
- ・令和8年3月末までに具体的に活動が開始できることが、客観的にも見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可。

【受付期間】

令和7年4月1日(火)～9月30日(火)の期間中随時受付

【問い合わせ】

都島区社会福祉協議会 地域支援担当

TEL : 06-6929-9500 ファックス : 06-6929-9504



▲都島区社協
ホームページ



令和7年度 善意銀行事業

居場所・つどいの場の立ち上げ助成事業を募集します！

【対象団体】 助けあい活動を主たる目的とする複数名で構成された任意団体
(条件) ・新しいメンバーの受け入れを認めることができる。
・助成を受け、都島区社会福祉協議会の支援を受けて活動できる。

【助成金額】 上限40,000円 **(1団体1事業まで)**
※ 審査結果によっては、一部減額または、払出できない場合もあります。
※すでに立ち上がっている事業には払出できません。
※公的な補助金、都島区社協助成金、善意銀行払出金を受けている事業、
営利目的の事業には払出できません。

【対象時期】 令和7年4月1日～令和8年3月31日
・新たに立ち上がった団体、または既存の団体であっても、従来の活動
とは別途に行う新しい事業。
・令和8年3月末までに具体的に活動が開始できることが、客観的にも
見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可。

【対象経費】 助成金で使える経費は決まりがあります。詳しくは別紙をご覧ください。

【受付期間】 令和7年4月1日(火)～9月30日(火)
の期間中随時受付
※ 期間中であっても予算に達し次第受付を終了
します。

【申請方法】 必要書類を都島区社会福祉協議会事務局へ提出
してください。
(ホームページからもダウンロードできます。)
・申請される団体については申請書の作成を行う前に
一度社会福祉協議会へご相談ください。

【申請書類】 ☐ 払出申請書
(指定の様式はホームページまたは事務所で配布しています。)
☐ 総会(会議)資料
☐ 役員名簿(最新のもの)
☐ 今までの実績(あれば)
(☐備品を購入される際は見積もり書の提出を求める場合があります。)

【審査】 申込受付後、45日以内に通知します。
・**結果については一部減額または払出できない場合もあります。**

【報告】 交付決定団体については、事業終了後に指定の報告書を提出していただきます。

【お問い合わせ・申請窓口】

都島区社会福祉協議会 地域支援担当

・住所：都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンター都島内

・電話：06-6929-9500 ・ファックス：06-6929-9504



▲都島区社協
ホームページ

